

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 chields

1 事業計画

chields 設立5年目の今年度は、引き続き里親制度普及啓発・リクルート事業に取り組むほか、令和8年4月の里親支援センター開設に向けて、里親養育支援など包括的なフォスタリング業務について児童相談所からの移行を確実に進める。

また、次世代育成寄与、地域に根差したこども支援活動をめざす法人理念の実現化に向けて、昨年度から開始した地域で暮らす困難を抱える子育て家庭の支援に取り組むほか、こども家庭福祉分野における人材養成を新たに開始することとし、地域におけるソーシャルイノベーションを促進させる。

【重点項目】

① 里親支援センター開設に向けた県・児童相談所とのさらなる連携強化

令和8年4月の里親支援センター開設をめざし、大分県との具体的な協議を重ね、確実な受託を目指す。

② 里親制度の普及とリクルートの充実

昨年度、これまでの紙媒体を主とした制度普及からSNSを活用した啓発手法に方向転換を図った。イベントに参加しLINE登録者増に向けて活動したところ、登録者が前年から倍増しプッシュ型の広報が容易になった。新規里親登録者は16組で年間15組という目標に達し、説明会参加者も前年よりも増えているものの、里親制度の普及は大きな課題と考えられる。このため、インスタ、ホームページの充実をライン登録者、インスタフォロワー数の増などSNSをホームページのさらなる充実を図ると同時に、地域で開催される家族向けイベント等に積極的に参加し、制度を身近に感じてもらう機会を増やす。

なお、里親リクルートにあたっては、①制度に関心を持ってもらうこと、②一般市民に、自ら手を挙げてもらうことが必要であるため、イベント等での広報は視覚化を、説明会やホームページでは、ストーリー性を意識した工夫を盛り込む予定である。

③ 乳幼児短期緊急里親事業の実施

昨年に引き続き、6組の里親家庭と契約を交わし、原則24時間365日、乳幼児（3歳児以下）の一時保護に対応する体制を構築する。本事業5年目を迎え、事業内容のブラッシュアップが図られている。

全国初の職業里親としての効果は明確になったが、国による制度化の動きは鈍い。制度の円滑な実施に努めるとともに、大分県、本事業に取り組む他の団体及び関係機関と連携して、制度化に向けた働きかけを行う。

④ こども家庭ソーシャルワーカー(指定研修)の実施

こども家庭福祉の人材養成として、新たに「こども家庭ソーシャルワーカー指定研修」を実施する。こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の実務経験者の専門性向上を目的に令和4年改正児童福祉法により創設された新しい資格で、昨年度初めての認定研修・資格認定試験が行われた。当法人においては、本年度、一般社団法人日本ソーシャルワークセンターから研修実施機関としての認定を受け、九州初の指定研修実施に取り組む。なお、実施にあたっては、早稲田大学人間科学学術院、国立大学法人大分大学並びに西日本こども研修センターあかし等によるコンソーシアムから専門的助言、講師の派遣協力等を受け、地域におけるソーシャルイノベーションを促進させることを目指す。

2 事業実施予定

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	事業費の金額 (単位:千円)
(1)里親制度促進のための フォスタリング事業	(Ⅰ)里親制度等普及啓発・リクルート事業 大分県内において委託可能で児童相談所と協働 関係が築ける新規里親家庭のリクルート活動 を実施する。目標数15家庭。 ① 里親制度説明会等の開催 県下全市町、オンライン(42回予定) ② 広報配布物(説明会チラシ)・普及啓発物品の 配布 ③ 地域のイベント参加による制度普及活動 ④ ホームページの充実、SNS広告 ⑤ chieldsのLINEアカウント、インスタ運営 ⑥ 地域のフリーペーパーに広告掲載 ⑦ chields主催 お茶会開催(毎月) ⑧ 講演会実施、講師派遣 (Ⅱ)里親研修・トレーニング事業 国が定める内容に基づき、新規養育里親登録希望 者に対し、社会的養護や里親養育への理解を深め る里親認定前研修を実施。県及び児童相談所と協 議の上で実施する。	25,572
(2)里親会による相互交 流支援事業	県里親会(全体)、県里親会のブロックとも交流 を行い、協働につとめる。 里親サロン 里親の集いほか	950
(3)児童保護による親子 分離予防及び家族再統 合支援事業	令和4年改正児童福祉法により、基礎自治体に本 事業の目的を果たす「こども家庭センター」設置 が決定。同センターを基礎自治体に設置する国の 政策と、里親家庭をショートステイ事業の担い手 として今後発展させていく全国的な方針から、親 子分離予防プログラムを導入する意義が薄くな ったため、弊法人での新プログラム導入を令和4 年度に断念。	0
(4)里親支援センターの 運営事業	令和8年4月の里親支援センター開設を目指す。	0

(5) こども家庭福祉分野における人材養成に係る事業	①こども家庭ソーシャルワーカー指定研修実施 一般社団法人日本ソーシャルワークセンターから研修実施機関としての認定を受け、指定研修を実施する。 指定研修:100.5 時間 ・講義 33 時間、オンデマンド ・演習 67.5 時間、対面 日程:9 月～12 月の 9 日間(土日・休日) 会場:大分大学旦野原キャンパス(予定)	1,900
(6) その他、児童福祉法の「家庭養育優先原則」の具現化に係る事業	① 乳幼児短期緊急里親受託環境調整 児童相談所からの委託打診にいつ何時であっても 3 時間以内に応じることを条件に、待機料を毎月 10 万円、それぞれの家庭へ支払うことで、緊急時の万全の受け入れ体制を構築する本事業は 5 年目を迎えた。全国的にも画期的なモデル事業として問い合わせを受けている。 ② その他周辺活動 地域で暮らす困難を抱える子育て家庭の支援を行うため、HP 上で赤ちゃん用の紙おむつや粉ミルク等の寄附を募る。 寄附物品は、市町から「支援対象児童等見守り強化事業」を受託している児童家庭支援センター等を通じて、必要としている家庭に直接届ける。	10,300
		合計 38,722

3 収入

助成金	日本財団助成金	48,600
受講料	こども家庭ソーシャルワーカー指定研修	3,700
	@185,000×20 名	合計 52,300